



(福垣内議員)

Q 熊野町の「中心市街地活性化事業」の成果と問題点は。

A 一定の成果はあがっているが、引き続き課題の整理を行い、地域を支援する形で取り組んでいく。(橋本助役)

寂れた中心市街地における商店街の活性化などを通して、歩いて暮らせるまちづくりを推進する「改正中心市街地活性化法」が、平成18年8月に施行された。まちづくりを進めるため、市町村が策定した基本計画に対して、交付金を重点配分するという内容である。「市街地の整備改善」と「商業の活性化」を、車の両輪のように事業を推進するという意義付けで行われている熊野町の活性化事業の成果と問題点について問う。

Q

「市街地の整備改善」

については、歩きやすい環境づくりや憩いの場づくり、さらには下水道等の居住環境の整備といった観点から事業を進め、坂面大池、中央ふれあい公園、下水道の整備等を進めてきた。「商業の活性化」については、商店街の整備を基本的方向とし、商工会を中心に郷土の歴史文化を活用したイベントの開催等、各種事業に取り組んできた。しかし、筆の都散策路等の道路整備については十分でなく、また、中溝地区の人口下げ止まりや空き店舗の拡大解消も図られたとは言えず、これらは引き続き大きな課題である。今後は、事業の優先順位等の整理を行う必要があるが、いずれにしろ地域が中心となり、それを行政が支援するという姿勢で進めていくことが重要であると考えている。

A

(田原議員)

Q 介護保険改悪、ベッド・車いすの取り上げ、町独自の負担軽減の対策を。

A 法の改正趣旨を踏まえ、町独自の負担軽減策は必要ないと考えている。(内田福祉課長)



Q

昨年6月、自民、公明、民主3党の賛成で、施設入所者の居住費や食費を保険から外して負担を大幅に増やす一方、「軽度者」のサービス利用を今まで以上に制限するなど、介護保険法が改悪された。その中で、「軽度」(要介護1、要支援2、1)の人は、ヘルパーなど利用できるサービスが減らされ、電動ベッドや車いすなどの福祉用具が保険外になる。10月からの実施で、電動ベッド約27万台、車いす約11万台(厚生労働省調べ)が利用できなくなる。厚労省の言い分は、「福祉用具に頼ることが身体機能を低下させ、寝たきりにしかねない。筋力トレーニングで「介護予防」をしない」ということで、利用者は購入するか、高いレンタル料を払うか、利用をあきらめるか選択を迫られている。町独自で負担軽減の対策はとれないか。

A

今回の法改正は、利用者の介護区分ごとに示された体の状態により、適切な給付サービスを提供する本来の趣旨を徹底するものである。また、利用者にとっても、自らできることは自ら行うことが介護予防の面から必要であり、自立支援を推進する観点からも重要なものと考えられている。町としては、このような趣旨を踏まえ、独自の負担軽減策は必要ないものと考えており、改正趣旨に沿った形で円滑な運用が行われるよう努めていきたいと考えている。

# 民生部門関連質問